

楽器貸し出しについて

宮崎県吹奏楽連盟では、連盟所有の楽器を貸し出します。
貸し出し状況については、ホームページでご確認ください。

○打楽器

- ・ティンパニ
- ・バスドラム
- ・マリンバ
- ・シロフォン
- ・ビブラフォン
- ・グロッケン

[貸出対象]

- I. 県大会
※各団体による事前申込み
- II. 各支部演奏会
※各支部による申込み
- III. 上位大会出場団体

[貸出期間]

- I. 演奏時
- II. 演奏日
- III. 県大会終了後から上位大会終了後
※上位大会終了後、速やかに返却してください。

[貸出手順]

- ①「楽器借用申請書」による申込み
- ②貸し出しの決定
※申込みが所有楽器の数を超える場合、抽選により決定します。
- ③楽器の受け取り
※生目台中
※運搬については、各団体で行ってください。
- ④楽器の返却
※生目台中
※運搬については、各団体で行ってください。

[遵守事項]

1. 借用楽器は、丁寧に取り扱いってください。
2. 紛失・破損等が生じた場合は、速やかに報告してください。
3. 不注意による紛失・破損が生じた場合、修理費用は借用者の負担となります。
4. 転貸しないでください。
5. 借用期間を遵守してください。
6. 使用後は、借受時の状態に戻して返却してください。
※返却後、理事による楽器の状態確認。

(打楽器用)

令和 年 月 日

楽器借用申請書

宮崎県吹奏楽連盟 理事長 殿

団体名 _____

代表者氏名 _____

印

下記の通り、楽器の借用を申請いたします。

なお、借用期間中の楽器の取扱いについては、下記の遵守事項を守ります。

借用楽器 (台数)		
申請理由		
借用期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで	
遵守事項	1. 借用楽器は、丁寧に扱うこと。 2. 紛失・破損等が生じた場合は、速やかに報告すること。 3. 不注意による紛失・破損が生じた場合、修理費用は借用者が負担すること。 4. 転貸しないこと。 5. 借用期間を遵守すること。 6. 使用後は、借受時の状態に戻して返却すること。	
連絡先	ふりがな 氏 名	_____
	連絡先	TEL _____